

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年3月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項

大学構内における交通事故防止措置要項(昭和56年3月17日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

自動車入構証交付要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成23年3月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

自動車入構証交付要領の一部を改正する要領

自動車入構証交付要領の一部を改正する要領(昭和57年2月4日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

大学構内における交通事故防止措置要項の一部改正について

改正理由：教職員の自動車入構に関する要項の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(入構証の交付)</p> <p>第8 <u>本学小金井地区に自動車が入構する者は、別に定める「自動車入構証交付要領」(昭和57年2月4日制定)及び「教職員の自動車入構に関する要項」により自動車入構証(以下「入構証」という。)の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 入構証を所持していない者が自動車が入構しようとするときは、事前に交付部局において、臨時入構証発行許可書(別紙様式1)の交付を受け、守衛を配置している地区については、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を受けること。ただし、止むを得ない理由により事前の手続きができなかった者は、入構時に守衛所において手続きを行うことができる。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、小金井地区の教職員が臨時入構証の交付を受ける場合は、別に定める「教職員の自動車入構に関する要項」により行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成23年3月15日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(入構証の交付)</p> <p>第8 <u>自動車による通勤通学者及び自動車で構内に入出する関係業者等は、別に定める「自動車入構証交付要領(昭和57年2月4日制定)により自動車入構証(以下「入構証」という。)の交付を受けること。</u></p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 入構証を所持していない者が自動車が入構しようとするときは、事前に交付部局において、臨時入構証発行許可書(別紙様式1)の交付を受け、守衛を配置している地区については、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を受けること。ただし、止むを得ない理由により事前の手続きができなかった者及び<u>交通環境整備費の取扱い第3条第2項に該当する者は、入構時に守衛所において手続きを行うことができる。</u></p>

自動車入構証交付要領の一部改正について

改正理由：教職員の自動車入構に関する要項の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
<p>〔省略〕</p> <p>3 入構証の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>年間</u>入構証</p> <p>(2) 期限付入構証（特定の有効期間を付したもの）</p> <p>(3) 臨時入構証（大学構内における交通事故防止措置要項第10に規定するもの）</p> <p>4 <u>年間</u>入構証及び期限付き入構証の交付を受けようとする者については、次のとおり取り扱う。</p>		<p>〔省略〕</p> <p>3 入構証の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>一般</u>入構証</p> <p>(2) 期限付入構証（特定の有効期間を付したもの）</p> <p>(3) 臨時入構証（大学構内における交通事故防止措置要項第10に規定するもの）</p> <p>4 <u>一般</u>入構証及び期限付き入構証の交付を受けようとする者については、次のとおり取り扱う。</p>	
対 象 者	交付条件	対 象 者	交付条件
教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。） 生活協同組合職員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自動車での通勤を届け出て認められた者で、交通環境整備費を納入した者</u> ・身体障害があり、自動車での通勤が必要な者 ・自動二輪車及び原動機付き自転車での通勤を届け出て認められた者 	教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。） 生活協同組合職員	<ul style="list-style-type: none"> ・交通環境整備費を納入した者 ・身体障害があり、自動車での通勤が必要な者 ・自動二輪車及び原動機付き自転車での通勤を届け出て認められた者
物品関係業者、工事関係業者 生活協同組合関係者	交付部局で認めた者	物品関係業者、工事関係業者 生活協同組合関係者	交付部局で認めた者
学生、サークル団体	学生委員会で承認された者	学生、サークル団体	学生委員会で承認された者
科目等履修生、研究生、特別聴講生学生 特別研究生、連合学校教育学研究科の学生	交付部局で認めた者	科目等履修生、研究生、特別聴講生学生 特別研究生、連合学校教育学研究科の学生	交付部局で認めた者
<p>上記対象者（サークル団体を除く。）は、毎年<u>3月末日</u>までに、当該交付部局に「自動車入構証交付申請書」（別紙様式I-1、I-2）を提出する。</p>		<p>上記対象者（サークル団体を除く。）は、毎年<u>3月1日から3月15日（休日の場合は翌日）</u>までの間に、当該交付部局に「自動車入構証交付申請書」（別紙様式I-1、I-2）を提出する。</p>	

別紙様式 I-1

No.

自動車入構証交付申請書

申請年月日	平成 年 月 日		
区分	教職員(非常勤の者を含む)・生協職員		
申請者	所属部局		内線番号
	住所		
	氏名	印	
自動車登録番号			
車名・型式			
所有者名 本人との関係			
申請理由	1 新規 2 有効期限の到来 3 自動車の更新 4 紛失・汚損		
申請区分	1 年間 2 期限付(月～ 月)		
身体障害のための通勤利用	1 該当(理由) 2 非該当		
自動車通勤認定確認	交付部局担当係 (認印)		
自動車入構証番号	No.		
発行年月日	平成 年 月 日		
備考			

- (註) 1 太枠内は、申請者が記入すること。
2 入構証更新の際は、旧入構証を返却すること。

別紙様式 I-1

No.

自動車入構証交付申請書

申請年月日	平成 年 月 日		
区分	教職員・生協職員		
申請者	所属部局		内線番号
	住所		
	氏名	印	
自動車登録番号			
車名・型式			
所有者名 本人との関係			
申請理由	1 新規 2 有効期限の到来 3 自動車の更新 4 紛失・汚損		
申請区分	1 一般 2 期限付(月～ 月)		
身体障害のための通勤利用	1 該当(理由) 2 非該当		
自動車入構証番号	No.		
発行年月日	平成 年 月 日		
備考			

- (註) 1 太枠内は、申請者が記入すること。
2 入構証更新の際は、旧入構証を返却すること。

〔省略〕

6 入構証の色別は、次のとおりとする。

区 分	色 別
(1) <u>年間</u> 入構証, 期限付入構証 教職員・生協職員用 学生用 業者用	年度により色を変更する。 〃 〃
(2) 臨時入構証	白

7 年間入構証の有効期限は、交付した年の翌年の3月31日とする。ただし、サークル団体については、交付した年の翌年の4月30日とする。

〔省略〕

附 則

この要領は、平成23年3月15日から施行する。

〔省略〕

6 入構証の色別は、次のとおりとする。

区 分	色 別
(1) <u>一般</u> 入構証, 期限付入構証 教職員・生協職員用 学生用 業者用	年度により色を変更する。 〃 〃
(2) 臨時入構証	白

7 一般入構証の有効期限は、交付した年の翌年の3月31日とする。ただし、サークル団体については、交付した年の翌年の4月30日とする。

〔省略〕